第三十三条の三の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項中「その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「第十五条第二項及び第三項」及び「、第三十三条並びに前条第一項」を削り、「前項」を「第一項」に、「変更登録の申請」を「変更の届出をする場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を包括信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

第三十三条の五中「第三十三条の二第一項第十号」を「第三十三条の二第一項第十一号」に改める。

第三十四条第一項中「第三十三条の二第一項第三号」を「第三十三条の二第一項第四号」に、「第三十五条及び第三十五条の三において準用する第二十一条第一項」を「第三十五条の二第一項」に改める。

第三十四条の二第一項第一号中「又は第五号から第九号まで」を「、第三号又は第六号から第十号まで」に改め、同条第二項第二号中「申請」を「届出」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第三十四条の三第一項第二号中「第三十五条の三において準用する第二十六条第一項」を「第三十五条」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（処分の公示）

第三十四条の四　経済産業大臣は、第三十四条第一項の規定による命令をし、若しくは同条第二項において準用する第二十条第二項の規定によりこれを取り消したとき、第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したとき、又は前条第一項第二号の規定により登録を消除したときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三十五条から第三十五条の三までを次のように改める。

（廃止の届出）

第三十五条　登録包括信用購入あつせん業者は、包括信用購入あつせんの営業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（販売業者等の契約の解除）

第三十五条の二　登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条第一項の規定による命令を受け、第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録を消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者と包括信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者は、将来に向かつてその契約を解除することができる。

2　前項の規定に反する特約は、無効とする。

（登録の取消し等に伴う取引の結了等）

第三十五条の三　登録包括信用購入あつせん業者が第三十四条の二第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたとき、又は第三十四条の三第一項第二号の規定により登録が消除されたときは、当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者又はその一般承継人は、当該登録包括信用購入あつせん業者が交付し又は付与したカード等に係る取引を結了する目的の範囲内においては、なお登録包括信用購入あつせん業者とみなす。

第三十五条の三の十二第一項中「第三十五条の三の十第一項第一号、第二号、第四号又は第五号」を「第三十五条の三の十第一項各号」に改め、「第九条の二第一項各号」の下に「又は第二十四条の二第一項各号」を加え、同条第四項ただし書及び第五項ただし書中「又は第九条の二第一項」を「、第九条の二第一項、第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項」に改め、同条第七項中「又は第九条の二第一項」を「、第九条の二第一項、第二十四条第一項又は第二十四条の二第一項」に改め、「含む。」を加え、「第九条第六項中」を「第九条第六項及び第二十四条第六項中」に改める。

第三十五条の三の十三第七項中「六月」を「一年」に改める。

第三十五条の三の二十六第一項第五号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十五条の三の二十八の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条第一項中「その変更に係る事項を記載した変更登録の申請書」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第二項中「第十五条第三項」及び「、第三十五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十六第一項」を削り、「前項」を「第一項」に、「変更登録の申請」を「変更の届出をする場合」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、前項の規定による変更の届出を受理したときは、その届出があつた事項を個別信用購入あつせん業者登録簿に登録しなければならない。

第三十五条の三の三十二第二項第三号中「申請」を「届出」に改める。

第三十五条の三の三十三第二項中「前条第三項」を「前条第五項」に改める。

第三十五条の三の三十六第一項第四号ロ及び第三十五条の五第七号イ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第三十五条の十六第一項中「包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。）」を「クレジットカード番号等取扱業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）に、「クレジットカード等購入あつせん業者が」を「包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。）が」に、「き損」を「毀損」に改め、同項に次の各号を加える。

一　クレジットカード等購入あつせん業者

二　特定のクレジットカード等購入あつせん業者のために、利用者がカード等を提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けるときは、自己の名をもつて当該販売業者又は当該役務提供事業者に包括信用購入あつせん又は二月払購入あつせん（次号及び第三十五条の十七の二において「クレジットカード等購入あつせん」という。）に係る購入の方法により購入された商品若しくは権利の代金又は受領される役務の対価に相当する額の交付（当該販売業者又は当該役務提供事業者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供事業者への交付を含む。）をすることを業とする者（次条及び第三十五条の十八第一項において「立替払取次業者」という。）

三　クレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」という。）又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」という。）

第三十五条の十六第二項中「この章において」を「前項の」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者」を「クレジットカード番号等取扱業者」に、「クレジットカード番号等保有業者」を「クレジットカード番号等取扱受託業者」に、「次の各号のいずれかに該当する者」を「当該クレジットカード番号等取扱業者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三項とし、第三章の四中同条の前に次の節名を付する。

第一節　クレジットカード番号等の適切な管理

第三十五条の十六第三項を「又は第四項」を「又は第三項」に改め、第三章の四に次の一節を加える。

第二節　クレジットカード番号等取扱契約

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録）

第三十五条の十七の二　次の各号のいずれかに該当する者は、経済産業省に備えるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録簿に登録を受けなければならない。

一　クレジットカード等購入あつせんに係る販売又は提供の方法により商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供しようとする販売業者又は役務提供事業者に対して、自ら利用者に付与するクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約を当該販売業者又は当該役務提供事業者との間で締結することを業とするクレジットカード等購入あつせん業者